

会 議 録

会議の名称	令和6年度(2024年度)第2回豊中市男女共同参画審議会		
開催日時	令和7年(2025年) 1月21日(火) 13時00分～14時30分		
開催場所	WEB会議(市役所第二庁舎5階第1会議室)	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	市民協働部 人権政策課	傍聴者数	7人
公開しなかった理由			
出席者	委員	西尾(亜)委員(会長)、倉垣委員、大内委員、岩本委員、渡真利委員、西尾(和)委員、奥田委員	
	事務局	宮城市民協働部長、山口市民協働部人権文化担当理事 津田次長兼人権政策課長、 土田主幹(女性支援担当)、小林係長、水谷主査	
	その他		
議題	1. 「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の事業の拡充について 2. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和6年度第2回豊中市男女共同参画審議会 議事概要

日時：令和7年（2025年）1月21日（火）13時～14時30分

場所：WEB会議システム「Zoom」を使用し開催

（事務局：豊中市役所第二庁舎5階第1会議室）

【出席委員】

西尾（亜）委員（会長）、倉垣委員、大内委員、岩本委員、渡真利委員、西尾（和）委員、奥田委員

【事務局】

宮城市民協働部長、山口市民協働部人権文化担当理事、津田次長兼人権政策課長、
土田主幹（女性支援担当）、小林係長、水谷主査

【傍聴者】 7名

【本審議会の開催方法について】

WEB会議（市役所第二庁舎5階第1会議室）

- 開会
- WEB開催についての注意事項
- 委員・事務局の紹介
- 成立要件の確認

<案件1.とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの事業の拡充について>

事務局：資料1について説明

会長：ただいまの説明について、ご意見はありますでしょうか。

委員：ポイントとして課題に絞った方がいいのか。すてっぷができた当初から、認知度の問題もあると思っており、その工夫に関してご提案したいことがある。事業拡充についての審議ポイントをもう一度事務局からあげていただくとありがたい。

事務局：市としては考えている方向性について、課題に絞った形でご意見をいただけたらと思っています。認知度については、アウトリーチによって認知度を広めていくことが課題と考えていますので、ご意見があればお伺いしたい。

委員：もともとすてっぷが豊中駅の近くにできた時は、女性が働きやすいように、女性の総合相談支援センターとしてだったと思う。今ではデジタル化が進み、豊中市のLINEがあり、そのようなものとマチカネポイントとコラボするなどの工夫についての提案を考えていたが、すてっぷが今後何をやっていくかという柱としてこの3つでいいか、意見が欲しいということで理解した。

会長：検討の方向性の①につきましてご意見ありますでしょうか。

委員：情報ライブラリーの場所的な問題はいいと思っている。具体的な活用の方法については事業者に委ねるようですが、方向性のようなものを市はもっているのか、というのは、今は情報化の時代ですのでオンラインで探すこともできる。ハローワークも外からもアクセスできるので、ここにスペースを設けてどういったことをすると市民にわかりやすいようになるのか。わざわざ外に行かなくてもできることは多いと思う。その点の方向性はお持ちでしょうか。

事務局：情報に関しましては、アクセスしやすくなっているとは思いますが、就労を旨とする方はいろんな方がいると考えていて、自力でハローワークにアクセスできる方もいれば、すてっぷでも資格取得支援を行っているが、すてっぷ

で力をつけてから就労に踏み出すという方もいる。なかなか自力でアプローチすることが難しいという方については、すてっぷに来館いただいて、情報を入力していただき、場合によっては相談事業でキャリアコンサルタントから例えば履歴書等の書き方等の相談や指導等を受けていただいて就労につなげていければと思っています。

委員：情報にアクセスできない方に利用していただくということはいいことだと思うが、どうやってすてっぷを知ってもらうのかという啓発の問題が大事だと思う。そういったことができていないと、必要な人に情報が届かないのでそこは工夫してほしい。

事務局：現在すてっぷでは就労支援について、相談事業や就労支援のための場所の提供を行ったり、お子さんがいる方は一時保育でお子さんを預けて一定の時間就職活動をしていただく、また就職面接用のスーツを自主事業で貸出をしていたりしてパッケージ化して打ち出しをしている。

委員：10年前であれば、パソコンも必要だったかもしれないが、スマホ対応もしている世の中になってきたときに、例えばすてっぷに来ていただかないと情報にアクセスできなかった方が何人くらいいるのか、その方がゼロになるまでこういう事業を続けていくというお考えなのか教えてほしい。

事務局：情報にアクセスできなかった方の数字は持ち合わせていないが、一人でもスマホ等を使って情報にアクセスできると思うが、そこからどうやって面接試験につなげていくというところが中には難しい方のもではないか。採用の面接や履歴書の書き方も含めて自力でアプローチが難しい方についてはこれからも支援はできると思っている。

委員：スペースに限界もあると思うので、質のいい情報を提供しようと思ったら、オンライン化、インターネットでどのように提供していくかということを検討していくことが本筋ではないかと思う。一方で、リアルの良い点もあって、企業でよく聞くのは、同じ思いをしている人たちと気持ちのシェアをすることとはよくあるとのことなので、リアルはコミュニティづくりの場であるとか、みんながそこにいることによって醸成されるモチベーションアップであるとかみんなでやることによるスキルアップなどに使っていく方がいいのではないかと思う。

会長：そのほか意見はありますか。

委員：ネットとリアルのハイブリッド型のバランスが大事だと考える。コロナになって学生と接触できない中で就職説明会等がリモートになった。今は対面に戻っているが、現状は各企業ハイブリッドになっている。学生からしたら交通費がかからないとか、タイムリーに時間が使えるとか、効率化できるとかそういったレベル感のものはリモートでやって、先ほどおっしゃられたような、会わないとわからないというところについては、実際会って人となりであったり、企業の特徴であったりを感じるとということは採用の場面ではあるので、塩梅はわからないがハイブリッド型で考えていくのも一つの方向性かなと思う。

事務局：両委員のご意見いただきまして、すてっぷに来館していただくからには、来館したから得られることや、来館してよかったと思っただけのような就労支援に関するサービスが必要であると考え。オンラインにすることで相談に対するハードルは下がると思うが、来館してもらったところも視野にいれて検討していきたい。

委員：ハイブリッドはいい考え方だと思う。学会等も直接討議には対面が良いと対面に戻ってきているが、遠方の方は交通費も時間もかけることが難しく、ハイブリッドも残っている。両方のいい点を合わせると、スマホはだいたいみんな持っているので、スマホでも参加できるハイブリッドの研修を通して、すてっぷに直接行ってもう少し具体的に就労の研修を受けようということに繋がるのではないかと思う。若い方がスマホばかりでキーボードを使えないという話も聞いたことがある。そのような訓練の場としても施設を十分に活用するのであれば、市として価値があると思う。また①にある男性・女性労働者の権利侵害への相談については、男性を排除する意図はないが、就学前児童の母親の希望とミスマッチのところを支援する等、就労の相談、研修、具体的な面接までがワンストップでできる場である、ということを出したほうがいいのではないか。女性の、とは打ち出しにくいかもしれないが、すてっぷとハローワークとの違いや住み分けがわからないと思った。

事務局：課題には書いているが、女性の就労継続やキャリアを中断された方の就労支援ということで打ち出しはしているが、すてっぷの就労支援情報コーナーの利用は女性だけではないが、相談については女性の就労に

向けた相談となる。男性については男性相談があるが、就労に関しての相談はない。

会長：2点意見がある。パソコンに長けた方についての意見があったが、一方で学生に地元の女性の相談所があるか自分で確認してみようと言っても自分で探しだせないのが現状である。男女共同という言葉を提示して初めて探すことができる。豊中市役所のホームページからすてっぷのホームページにアクセスしやすくなっているかどうか、根本的なところから確認してほしい。すてっぷのホームページがアクセスしてみよう、行ってみようという雰囲気になっているのかということも検証ポイントとなっている。もう一つは、相談に躊躇される方もいると思うが、その場合に、イギリスの大学ではホームページに相談に関するリンクを貼って、NPO 法人や日本でいう「いのちの電話」のようなところにアクセスできるように、自分で調べていけるように、工夫もしているので、そのような視点も必要かなと思う。

委員：検討の方向性で情報ライブラリーのスペースを拡充と書くスペースをどう使うのかということだけに読めてしまうので、委託をするときにすてっぷで行っている就労支援のスペースの使い方もふまえて就労支援を考えてもらう、今までのニーズもふまえて提案してもらうという提案募集の書き方にした方がいいのではないかなと思う。

事務局：仕様書の中で提案内容を記載するが、今いただいたご意見をふまえて作成していきたい。

会長：では②についてご意見ありますでしょうか。

委員：同行支援等からイメージされるのは、マンツーマンで相談員の方が付き添い色んな相談に乗るイメージだが、そのような人員を配置して今後実施していくイメージか。それとも今現在も実施しているものか。

事務局：令和6年5月から困難女性支援法の施行を受けて、女性総合相談支援窓口を開設した。その中で目ざしているのが伴走型支援というもので、相談者の方の課題の解決まで寄り添うところである。同行支援については、行政の窓口や法テラスを想定しているが、一人では自分の困りごとを伝えることが難しい方については支援し手続き等をすすめていくという形になり、今現在も行っている。多いのは行政の窓口になる。

委員：行政の窓口に来られた方がすてっぷの窓口に行ってくださいという流れになるのか。

事務局：女性総合相談支援窓口はすてっぷの相談室の中に開設していて、電話や来所相談を受けた中でそのような希望をお持ちの場合一緒に同行するという流れになります。

会長：これは女性に限定した窓口として、お一人お一人相談に乗る、同行するということであると思うが、男性で高齢者という方にも同じことをするのか。

事務局：対象は女性のみとなる。この窓口は困難女性支援法の施行を受けて開設した。いわゆるDV被害者をはじめとする困難な問題を抱える女性への支援となるので、男性は対象外となる。女性ならではの困難を抱えている場合の支援となる。

会長：市民の方はそういう役割がある窓口ということは知っているのか。

事務局：家族の相談として男性からも相談を受けている。男性に関して直接的な支援はできないが、対象の女性に関して支援する。相談の中で話はきく。

会長：その中で女性総合相談窓口を紹介するという形になるのか。

事務局：すてっぷの中にも女性の悩み相談という事業があるが、別の電話番号を設置している。女性総合相談支援窓口を開設した理由がどこに何を相談したらいいかわからない方にかけていただくというのを目的としている。女性総合相談支援窓口より適切な窓口があればそちらにつなげる。例えば、相談者からカウンセリングを受けたいと言われたら、すてっぷの相談事業で対応しているのですてっぷを紹介する。

会長：ハブのようなものになるのか。

事務局：そのような形になる。

委員：相談する先が増えることはいいことだと思う。すてっぷの一部分で女性総合相談支援窓口をやっているが、すてっぷにこの事業を拡充しようとなると、同じ場所で二つの相談事業ができるのか。

事務局：指定管理事業の中で女性の悩みの相談を行っているが、女性総合相談支援窓口は市からの委託事業となっていて、場所は同じすてっぷ内であるが、事業が違う。次期の選定の時は指定管理事業の中で女性総合相談支援窓口も担ってもらうことを考えている。

委員：委託も含めてすてっぷの運営のところにかかせていくということか。

事務局：そうなる。指定管理事業にいく。

委員：③について小中を対象に出前講座を実施してきたとのことであったが、何か意見があるか。

委員：アウトリーチの強化については必要な、すてっぷの事業としてふさわしい活動であると思う。中学生に性教育の保健授業の延長のような形で話をしたことがある。中学生までは男女差がほぼなく成長してきている過程であるが、高校、大学となると体格差や知識、精神面でいろんな差が出てくる。そういったところでのデートDVの話や体験しているかもしれない人への啓発は重要だが、実施をする人数についてマンパワーのどのようになっているのか。また人権の平等と性による能力差について、差があることについて認めたくてお互いに尊重するということになればよいが、男女同権だから男性も女性も一緒だ、女性はやらないとやらないとやらなければいけないという論調の若い人の意見を聞くこともある。そのあたりどのように啓発していくのか。学校との連携は資料を渡して学校に教育を行ってもらおうと思うのか、市からスペシャリストを派遣して啓発を行うことを考えているのか。啓発内容の方向性として、各々能力や性差はあるが人権というところでは平等であるということが伝わらずに、男女平等だから女性も同じように働かないといけない、というような流れがあるように思う。体力的には女性ならではの病気や疾患が実際多いのが20代～40代に多いにも関わらず、そういった考えが若い人に多いように感じる。

会長：一つ目はアウトリーチ事業についてはどのような人材が事業を担うのかということ、二つ目は人権と性の能力差とのことであったが、例えば性の能力差といった場合、女性しか出産ができないということは心身の違いだと思う。女性の病気、例えば子宮系の病気等様々なものがあるが、それが就労を制限するものだからどうということなのかももう少し説明をお願いします。

委員：加齢が加われば男性にも何らかの疾患は出てくるが、妊娠出産以外にもちよと就労年齢で女性の場合には子宮の病気なども生じてくる。一般的な検診についてのある企業の調べでは男性より1.5倍くらい女性の方が貧血が多いというデータやさらに差のあるデータもある。デスクワークであっても、特別に力仕事が生じる仕事でなくても、負荷が男性と女性が全く一緒なのかという個人差以上の差がデータ上あると思う。そのような負担を考えず、男女が同じだからということで、企業の方でも女性優遇ではないかと休憩室がなくなった例もある。若年層に男女同じであると中学生までと同じように伝えることで良いのか、いろんな男女差が出てくる中での問題をお互いの問題として認識し合う、助け合うものにしていかないと、権利が同じというのであれば同じことをしなさいというのは違うのではないか。産休制度も女性は身体回復のための期間を含んでおり、男性はその期間に体にダメージはない。差があることを表立って女性の方が言えなかったり、生理休暇がきちんと取れる女性はあまりいないが、それをどういう風に伝えていきたいのか伺いたい。

会長：男女の差はある部分もあると思う。そこは科学的に、専門家による整理や解説が必要である。生理休暇等の話については企業や行政への働き掛けもむしろ大事ではないかと思う。また勤めている大学では男性に頼らなくても女性でできることはやるということを教えている。例えば女の子だからいいよとか、重いものを持たなくてもいいよとか、負担があることは男子にまかせるという学生の声があるが、やれることはやるという女子学生もいる。どちらが正しいということではなく、男性と女性はこちらが違うという決めつけにならないような対応が大事だと思う。

事務局：マンパワーについては、啓発はこれまでも行っており、テーマにもよるが職員で対応できるものもある。専門性が必要なものについては、例えば今行っている「すてっぷジェンダー平等教育推進助成事業」については、助産師や保健師とすてっぷの職員、現場である小中学校の三者で事業を相談して展開している。事業ではすてっぷの職員が話す時間を設けているので、ジェンダーに関する部分についても伝えている。性差に関わる場所については、お互いを理解することが大切だと思う。妊婦教室等でおなかに赤ちゃんがいる時の重さを男性に体験してもらおうとか、女性の団体が生理のつらさを男性に機械で体験するイベントを実施したときに、男性からこんな痛みには耐えきれないというコメントもあったという。お互いに違いを実感してもらおうことも大切でそこでお互いを知るという視点も大切だと思う。

委員：方向性は理解した。補足をすると妊娠中の重さ体験で、8 キロくらいの妊婦体験ジャケットを着ると、男性からは軽いという声がある。1.5～6 倍程度男性の方がデータとしては筋力が多いので、実は 12 キロくらいを体験して実感してもらい気づいてもらえないと思う。体力差だけでなく、女性が性の多様性が言われる中で、女性であることを誇りに思い、大切にしたい部分があっても、男性的な部分に置き換えなければいけない場面も見つけられる。互いに違いがあるということから出発しても理解はできるので、何が平等なのか、人権が平等なのだ、というところにゴールをもって活動していただけたらと思う。

会長：では、今回いただいたご意見をふまえて事業運営に生かしていただきたいと思います。

<案件 2. その他について>

事務局：資料 2 について説明、豊中市パートナーシップ宣誓証明制度の検討について情報提供

会長：パートナーシップ宣誓証明制度についてはいつ頃を目途に考えているか。

事務局：今年度末までには開始できるように検討している。

以上